

【特別寄稿】

「管子」の土地政策について

前 国 土 庁 長 官
衆 議 院 議 員
左 藤 恵

今から二千数百年前、中国は周王室の下に諸侯が覇を競っていた時代、現在の山東省に斉という国が強盛を誇っていたが、それはその百年後孔子が指摘しているように「管仲は桓公をたすけて、諸侯を指導し、天下の平和を保ったお陰で今も庶民はその思恵をうけている。管仲なくば中国は夷狄の風俗を強制されていたろう」と述べ、管仲という宰相を讃えている。

その言行録である「管子」に管仲の経済政策を詳述している中でその土地政策が書かれている。「地は政の本なり。朝は義の理なり。市は貨の準なり。黄金は用の量なり。諸侯の地、千乗の国は器の制なり。五者はその理知るべきなり。これをなすに道あり」と治政の五つの原理を挙げているが、その中で土地は政治の基本であると第一に挙げている。続けて「地は政の本なり。この政に地はもって政を正すべきなり。地、平均和調ならざれば、政は正すべからず。政、正しからざれば、事は^行理むべからざるなり。」とある。即ち土地は政治の基本であり、土地行政の如何によって政治のありかたが左右される。土地の生産性に対する評価は、地味の肥沃度、生産条件、収穫物の多少等を考えた評価が必要で、機械的に面積によってはならない。と述べているのは、古代中国が、農本主義経済であったからではあるが、現代の我が国にとっても土地政策が国政の中で重要な問題であることに変わりはない。

管子の土地評価は収穫の実情を精査して行い、これを「地均」という。例えば平地でもはげ山や湿原、荒地は畑地の百分の一、開墾が出来ない藪も同様であるが、開墾の出来る藪は九分の一と細かい。村里に近い山林で、材木が切出せる所は畑の九分の一だが、村里から遠ければ十分の一。漁業が出来る川や沼は畑地の五分の一、平地の材用林も畑地の五分の一に換算する。

人口配置を行い、村落の形態を整えば、土地制度を定める。四聚を一離、五離で一制、五制で一田となり、二田を一夫、三夫を一家とする。（一聚は五十歩、一離は二畝、一制は十畝、一田は五十畝となる。一夫とは農夫一人の耕作可能地、広さ百畝）。土地制度が定まるとそれに基いて兵制が整備される。兵士に従う軍夫を始め、供出しなければならぬ人数が定まってくる。そしてその軍備を維持するために経費が算出される。勿論、税金も商人に対して割られる営業税は別として、地租は三年毎の田地面積の測量で正確に課せられる。これにも長雨の時でも十一匁掘

らないと水がでない高台は一割、十二匁なら二割、十三匁なら三割、十四匁なら四割、十五匁なら五割租税を軽くすると細かい。反対にひでりの年でも五尺掘れば水の出る低地は一割、四尺なら二割、三尺なら三割、二尺なら四割軽くする。

今日の我国の土地問題は都市においてバブル経済による暴騰、そしてその崩壊による急落ということから多くの悲劇が起っており、誰が儲けたのか、誰が大損したか分からないままに地価も次第に落ち着き始めている。課税の面でも平成2～3年に先代が亡くなっての相続は大きな負担で、分割納税も出来なくなって物納は激増している。地価公示を基準とした固定資産税評価が想像以上に高いとの苦情が多く出ている。土地ころがしを防ぐための土地譲渡税や地価税をこれからどうすべきなのか、税制だけでも問題が多いが、公正な公平な土地対策という見地からは、管子の土地政策をもう一度顧みてもよいのではないか。国土庁に土地局が設けられ、地価の安定だけでなく、土地の効率的利用にも力を尽せといわれているが、いたずらに規制ばかり増やすのではなく、「地、平均和調ならざれば、政は正すべからず」という管子の心を体しての国民のための行政に徹しなければならないと思うことである。

(松本 一男 訳 「管子」による)